

TW08Sシリーズ取扱説明書

2021年 2月現在

本品をお買い上げいただき、ありがとうございました。使用前に必ずこの説明書をよく読み、内容を十分ご理解のうえ、正しくご使用ください。この説明書は、いつでも読めるように大切に保管してください。もし、紛失された場合は、当社又は販売店へお申し出ください。

作業環境に応じて、ろ過材・吸収缶が取り付けられます。

有害物質の状態は次のうちどれですか？

(A) 固体・液体：粒子状物質
(粉じん・ヒューム※・ミスト等)

※区分RL2以上のマスクを使用してください。

(B) 気体：ガス・蒸気
(C) 混在 (A+B)

①又は②

取替え式防じんマスク

直結式(半面形) 区分: RL3

型式の名称 TW08SX3

(型式検定合格番号第TM708号)



直結式(半面形) 区分: RL2

型式の名称 TW08ST2

(型式検定合格番号第TM709号)



写真是、吸収缶T/OVを取り付けた例です。

直結式(半面形) 区分: RL2

型式の名称 TW08SX2

(型式検定合格番号第TM707号)



このマスクには防じんマスクと防毒マスクの型式検定合格標章が複数枚貼付されています。

△ 注意

ろ過材及び吸収缶は別売りです。
ご使用前に、■使用の範囲を必ず確認のうえ作業内容に合ったろ過材又は吸収缶を取り付けてください。

■警告表示の定義

本文中に記載されている「危険」「警告」「注意」の表示は、誤った取扱いによる事故を未然に防ぐための重要な内容を示していますので、よく読み安全にお使いください。各表示の意味は次のとおりです。

△ 危険	取扱いを誤った場合、使用者が死亡又は健康上重大な危害を被る可能性が極めて高いことを示します。
△ 警告	取扱いを誤った場合、使用者が死亡又は健康上重大な危害を被る可能性があることを示します。
△ 注意	取扱いを誤った場合、使用者が健康を害するか又は物的損害が生じる可能性があることを示します。

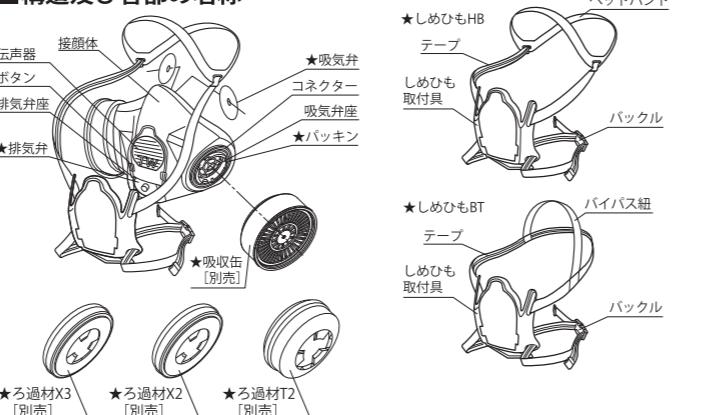
■使用上の注意事項

本品を安全にお使いいただくために、下記の注意事項をお守りください。

誤った取扱いをされた場合、着用者の生命が危険な状態にさらされることがあります。

△ 危険	防じんマスク 防毒マスク 共通	1. 次の条件下では、使用しないでください。 ・酸素濃度が不明又は18%未満の環境。 2. 本品の用途及び使用の範囲以外に使用しないでください。 3. 初めて本品を使用される方は、必ず作業責任者の指導を受けてください。 作業責任者の指導を受けられない場合は、この取扱説明書をよく読み、不明な点があれば、当社又は販売店へお問い合わせください。
△ 危険	防じんマスク	1. 防じんマスクとしてお使いの場合は、次の条件下でも使用しないでください。 ・汚染物質が有する環境。
△ 警告	防毒マスク	1. 防毒マスクとしてお使いの場合は、次の条件下でも使用しないでください。 ・ガス又は蒸気の種類や濃度が不明の環境。 ・性質の異なる複数種のガス又は蒸気が混在する環境。 ・吸収缶で除去できない種類のガス若しくは蒸気又はこれらとの混在する粉じん等が存在する環境。
△ 警告	防じんマスク 防毒マスク 共通	1.弁座等の部品が外れたり破損するおそれがありますので、マスクを折り曲げたり、変形させたり、過度な力を加えることはしないでください。 2. 分解・改造を行わないでください。 3. 純正部品以外は使用しないでください。 4. 次の事項に該当する方は、本品を使用しないでください。 ・面体と顔頸との間にタオル等の気密を妨げるものを使用しないでください。 ・マスクを外して吸気孔を塞ぐ口ひげ又はあごひげがある場合。 ・体調が不調な場合。 ・呼吸器又は循環器系に疾患がある場合。 ・その他産業医が不適当と認めた場合。 5. 使用前点検を必ず実施してください。 6. 面体と顔頸との間にタオル等の気密を妨げるものを使用しないでください。 7. 使用中に次のことが生じた場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所でマスクを外してください。 ・吸気抵抗が増加したり、息苦しくなった場合。 ・部品が破損した場合。 ・体調に不調を感じた場合。
△ 警告	防じんマスク	1. 使用中に粉じんの漏れ込みを感じた場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所でマスクをしてください。 2. グラウンドー作業、溶接作業時の火花、スパッタ等が発生する作業を行った際は、フィルタカート(別売)を併用してください。 3. ロ過材の吸気孔にスパッタ等が飛び込むと、ロ過材が燃えるおそれがあります。
△ 注意	防毒マスク	1. 目に刺激性のあるガス等が存在する環境では、全面面体の防毒マスクを使用してください。 2. 「接顔メリヤス」等も使用しないでください。 3. 使用中に臭氣、刺激又は味覚を感じた場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所でマスクを外してください。 4. 保存期限を過ぎた吸収缶は、使用しないでください。 5. 吸収缶に破損、変形、さび等がある場合は、使用しないでください。
△ 注意	防じんマスク 防毒マスク 共通	1. 本品の使用により、人によってはアレルギー反応や、また環境中の有害物質や汗のため、発疹、発赤、かゆみ等の症状が現れることがあります。そのような場合には使用を中止し、皮膚科医等へご相談ください。(そのまま使用を続けると症状が悪化することがあります) 特にアレルギー体质の方は、発疹、発赤、かゆみ等の症状が現れた場合、直ちに使用を中止してください。 2. 本体や部品が変形するような高温や高熱の作業場所では、使用しないでください。

■構造及び各部の名称



※サイズはS、M、Lの3サイズあります。★印の付いている部品は、お客様自身で交換できます。

■交換部品の商品コード

交換部品	商品コード
排気弁	50010
吸気弁	50127
しめひも	HB BT
バッキン	50364 50365
パックル	50418

※ろ過材・吸収缶は「■取り付けることができるろ過材（又は吸収缶）」を参照してください。

防じんマスク TW08SX3・TW08SX2・TW08ST2

■用途

本品は、事業場などにおいて発生する粉じん等から人体を守るために使用する取替え式防じんマスクです。

■使用の範囲

TW08SX3の性能区分はRL3です。
TW08SX2及びTW08ST2の性能区分はRL2です。

粉じん等の種類及び作業内容に応じた使用区分は次の表のとおりですが、■使用上の注意事項△危険に示す環境では、使用しないでください。

なお、石綿を取り扱う作業においては、除去対象品や除去工法によっては、使用できない場合があります。

建設業労働災害防止協会編集・発行の「石綿技術指針対応版石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に明記されているとおりです。

(当社ウェブサイトの「石綿（アスペスト）対策」も参照してください。)

■粉じん等の種類及び作業内容に応じた防じんマスクの性能の区分

粉じん等の種類及び作業内容	防じんマスクの性能の区分
オイルミスト等が混在しない場合	オイルミスト等が混在する場合
●特化則第38条の7(1) インジウム化合物の濃度 15µg/m³未満	全面面体 RL3 RS3
●ナノマテリアルの製造・取扱い作業 ⁽²⁾ はく露の少ないことが想されるレベル	全面面体 RL3
●特化則第38条の7(1) インジウム化合物の濃度 3.0g/m³未満	RL3 RS3 DL3 DS3
●建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 ⁽³⁾	RL3 RS3 DL3 DS3 DL3
●電離放射性物質 ⁽⁴⁾ ぼけたとき等による汚染のおそれがある区域内の作業又は緊急作業において使用する防じんマスク	RL3 RS3 DL2 RS2
●電離放射性物質 ⁽⁴⁾ ぼけたとき等による汚染のおそれがある区域内の作業又は緊急作業において使用する防じんマスク	RL3 RS3 DL2 DS2
●建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 ⁽³⁾	RL3 RS3 DL2 DS2 RL2 DL2
●鉛則第58条、特化則第43条及び粉じん則第27条 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 金属のヒューム ⁽⁷⁾ （溶接ヒュームを含む）を発散する場所における作業において使用する防じんマスク	RL3 RS3 DL2 DS2 RL2 DL2
●鉛則第58条及び特化則第43条 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 金属のヒューム ⁽⁷⁾ 以下を含むおそれがある粉じんを発散する場所における作業又は石綿含有成形板等の切断等を伴わない低い込みの作業又は石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業を行なう際は着用する防じんマスク	RL3 RS3 DL2 DS2 RL2 DL2
●上記以外の粉じん作業	RL3 RS3 DL2 DS2 RL2 DL2 RL1 DS1 DL1

注: (1)厚生労働省通達「インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならぬない呼吸保護装置」による。(平成24年12月7日 厚生労働省告示第759号)
(2)厚生労働省通達「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための対応方針」による。(平成21年3月31日 基発第0331号)
(3)厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。
(4)建築物等の内部における粉じんの作業では、防じんマスクを使用しないでください。
(5)厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。
(6)金属アクリル接觸作業を継続して行なう屋内作業場においては、呼吸保護装置に係る「要求の保護係数」を算出し、その「要求保護係数」を有する呼吸保護装置を選定する必要があります。
(7)厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。
厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。
これ以外の金属アクリル接觸作業等は、性能区分RL3以上とのろ過材をお選びください。
厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。
厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。
厚生労働省通達「(平成26年3月1日)技術上の指針公表第21号」による。

■性能

項目	TW08X3	TW08X2	TW08ST2
社内基準値	99.9 以上	96.0 以上	96.0 以上
DOP粒子捕集効率 [%]	99.9 以上	96.0 以上	96.0 以上
吸気抵抗 [Pa]	160 以下	80 以下	80 以下
排気抵抗 [Pa]	60 以下	60 以下	60 以下
排気弁の作動気密 [秒]	15 以上	15 以上	15 以上
二酸化炭素濃度上昇値 [%]	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下
吸気抵抗上昇値 [Pa]	350 以下	200 以下	200 以下
重量 [g]	210 以下	210 以下	220 以下

■使用前の点検項目

点検項目
吸気弁、排気弁、しめひも、接顔体等に、破損、亀裂、著しい変形等がないか。
吸気弁、排気弁及び弁座に粉じん等が付着していないか。
吸気弁及び排気弁が弁座に適切に固定され、排気弁の気密性が保たれているか。
ろ過材が適切に取り付けられているか。
ろ過材に破損、孔あき等がないか。
ろ過材から異臭が出ていないか。

未使用かつ適正な状態であっても、長期間保管されたものは、吸・排気弁等ゴム部品の劣化等が考えられますので、必ず使用前点検を実施して、不良の部品等を交換するか、使用しないでください。

■点検内容及び不具合の処置

点検箇所	点検内容	不具合の処置

<tbl_r cells="3" ix="2

ろ過材X2及びT2

水洗再生リターナブルシステムによる再生方法

本品に使用しているろ過材は水洗再生が可能でリユース(再使用)製品として認定されたエコマーク認定商品です。

当社では、「水洗可」と表示のあるろ過材については、有償で、水洗再生(含む性能検査)を実施しています。

概要は、下記のとおりです。

詳しくは、当社営業所までお問い合わせください。

1.水洗再生回数は無制限

性能が低下したろ過材は、当社負担で新品と交換

2.お預かりする数量

1回につき100個以上

3.お預かりできるもの

次の4種類の粒子状物質(粉じん)を捕集したものに限ります。

①ヒューム ②土砂 ③岩石 ④セメント

4.水洗再生をお断りする場合

①ろ過材(ケース、フィルタ)が破損しているもの

②ろ過材に油脂類が付着しているもの

③ひ素、クロム等の有害性が高い粉じん等に対して使用したろ過材



■保管方法

清潔な冷暗所で、乾燥した状態で保管してください。

△ 注意 積み重ねたり、折り曲げて保管すると、亀裂、変形等の異常の原因になります。

■交換の目安

次の項目に該当する場合は、ろ過材又は部品を交換してください。

《ろ過材》

1.取縮、破損もしくは著しい変形等が生じたとき。

2.著しい吸気抵抗の上昇又は粉じん捕集効率の低下が認められたとき。

《排気弁、吸気弁》

破損、亀裂、著しい変形又は粘着性が認められたとき。

《しめひも》

1.老化により弾力が失い、伸縮不良の状態が認められたとき。

2.亀裂、破損等が認められたとき。

《パッキン》

破損、亀裂、著しい変形又は老化により弾力が失ったとき。

■廃棄方法

(1) 廃棄する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に従って適切に処理してください。

(2) 使用済みのろ過材(又は吸気弁)は、付着した有害物質等が再飛散しないように容器又は袋に詰めた状態で廃棄してください。

(3) 廃棄物処理法で規定している特別管理産業廃棄物を捕集したろ過材(又は吸気弁)は、特別管理産業廃棄物として廃棄物処理法に従って、適切に処理してください。

■オプション部品【別売】

最後の■オプション部品【別売】を参照してください。

防毒マスク TW08S

■用途

本品は、有害なガスもしくは蒸気又はこれらのものと混在する粉じん等から人体を守る目的で使用する直結式小型防毒マスクです。

■使用の範囲

本品は、作業環境中のガスや粉じんの種類に適した吸気缶を取り付けて使用してください。

吸気缶の取扱説明書をよく読み、作業環境に適した吸気缶であることを確認して使用してください。

■使用上の注意事項の△危険に示す環境では、絶対に使用しないでください。

本品が使用できるガス又は蒸気の濃度の上限は、次のとおりです。

0.1% [労働安全衛生法による]

ばく露限界は、1日の使用時間が30分未満の場合は30倍。

【日本呼吸用保護具工業会による】

(ばく露限界は、日本産業衛生学会の勧告する許容濃度を適用してください。ただし、許容濃度が定められていない場合は、ACGIH【米国産業衛生専門家会議】の勧告するTLV-TWA値を適用してください。)

■性能

項目	社内基準値
吸気抵抗 (Pa)	20 以下
排気抵抗 (Pa)	60 以下
排気弁の作動気密 (秒)	15 以上
二酸化炭素濃度上昇値 (%)	1.0 以下
重量 (g)	165 以下

※社内基準値は、吸気缶等を取り付けていない時の数値です。

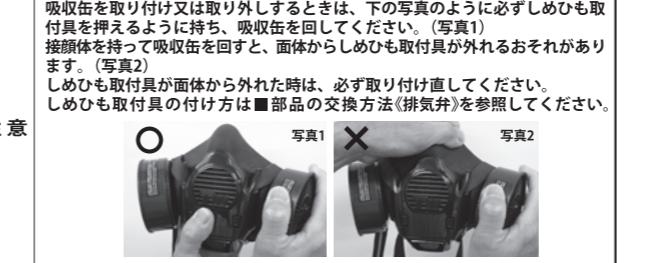
■使用前の点検項目

点検項目
吸気弁、排気弁、しめひも、接頭体等に、破損、亀裂、著しい変形等がないか。
吸気弁、排気弁及び弁座に粉じん等が付着していないか。
吸気弁及び排気弁が弁座に適切に固定され、排気弁の気密性が保たれているか。
吸気缶が適切に取り付けられているか。
吸気缶に水が浸入したり、破損、変形等がないか。
吸気缶から異臭が出ていないか。
ろ過材が分離できる吸気缶の場合、ろ過材が適切に取り付けられているか。
未使用の吸気缶の場合、保存期限を過ぎていないか。また、包装が破損していないか。

△ 注意 未使用かつ適正な状態であっても、長期間保管されたものは、吸・排気弁等ゴム部品の劣化等が考えられますので、必ず使用前点検を実施して、不良の部品等を交換するか、使用しないでください。

■点検内容及び不具合の処置

点検箇所	点検内容	不具合の処置
接頭体	破損、亀裂、孔あき、裂け、変形等の異常がないか。	新しいマスクと交換してください。
排気弁、吸気弁	弁がめくれていないか、正しく取り付けているか。	正しく取り付け直してください。
排気弁座	汚れ、粉じん等が付着していないか。	汚れを落としてください。
バッキン	破損、亀裂、変形、粘着等がないか。	新しいバッキンと交換してください。
吸気缶	汚れ、粉じん等が付着していないか、傷や変形等はないか。	新しいマスクと交換してください。
しめひも	破損、亀裂、変形等がないか。	新しいしめひもと交換してください。



■装着及び着脱の方法

△ 注意 新品時や保管後は、一時的に排気弁が弁座に貼り付いている場合があります。着脱前に、排気弁カバーを開け、排気弁の中心部の突起を持ってくるくる回してください。排気弁が貼り付いていると、一時的に排気抵抗が高くなる場合があります。

《付け方》



1.テープの白線が内側になるようにヘッドバンドの両端を持ち、頭頂部に掛けます。
2.テープの両端を持ち、マスクが鼻口部にくるように左右均等に引き上げます。
3.バックルを首の後ろで接続し、マスクが顔に密着するように、テープの両端を引っ張りながら調節します。テープがねじれていたら、直してください。

△ 注意 しめひもを強くしめすぎないでください。密着性が悪くなったり、長時間の作業では不快になったりしますので注意してください。

《外し方》

1.首の後ろで接続しているバックルを外します。
2.片手でマスクを持ち、頭頂部に掛けたヘッドバンドを外します。

■密着性の良否の検査方法

防毒マスク本来の性能を十分に発揮させるためには、密着性が良好でなければなりません。フィットチェックマークを用いて、次に示す手順で着用者自身で密着性の良否の検査を行い、密着性が良好なことを確認したうえで使用してください。



1.フィットチェックマーク【別売】を取り付けます。
2.フィットチェックマークを取り付けたマスクを作業時と同様に装着します。
3.マスクを顔面に押しつけないように、フィットチェックマークのゴム管を指でつまんでふさぎます。

4.ゆっくりと息を吸い、接頭体と顔面との接觸部分から空気が流入しないことを確認します。

もし、流入を感じたら、マスクの着用状態を直し、再び3を実施して空気がマスク内に流入しないことを確認してください。

着用状態を直しても空気の流入を感じるようでしたら、バッキン、吸・排気弁等が確実についているかを確認してください。

△ 警告 1.使用前に密着性の良否の検査を、必ず実施してください。
2.密着性が良好であることを確認できない場合は、使用を中止してマスクの着用状態を直してください。それでも密着性が良好であるが確認できない場合は、安全な場所でマスクの各部分を点検してください。(「点検内容及び不具合の処置」参照)
3.不具合の処を行っても正常に機能しない場合は、マスクを廃棄又は修理を依頼してください。

■部品の交換方法

部品の交換方法は**防じんマスク**に記載してある■部品の交換方法を参照してください。

■手入れの方法

手入れの方法は**防じんマスク**に記載してある■手入れの方法を参照してください。

■保管方法

1.清潔な冷暗所で乾燥した状態で保管してください。
2.吸気缶は、マスクと別にして、ポリ袋や缶等に密封し、湿気や外気にさらされないように保管してください。

△ 注意 積み重ねたり、折り曲げて保管すると、亀裂、変形等の異常の原因になります。

■交換の目安

次の項目に該当する場合は、吸気缶又は部品を交換してください。

《吸気缶》

1.打撃を受けたり落としたりして、変形等が生じたとき。

2.有効時間に達したとき。

3.臭気、刺激又は味覚を感じたとき。

4.著しく吸気抵抗が上昇したとき。

5.防じん機能付き吸気缶の場合は、著しく吸気抵抗が上昇したとき又は粉じん捕集効率の低下が認められたとき。

《排気弁、吸気弁》

破損、亀裂、著しい変形又は粘着性が認められたとき。

《しめひも》

1.老化により弾力が失い、伸縮不良の状態が認められたとき。

2.亀裂、破損等が認められたとき。

《パッキン》

破損、亀裂、著しい変形又は老化により弾力が失ったとき。

■吸気缶の有効時間の判定

1.ガス等の濃度と破過曲線図による方法

作業環境中のガス濃度を測定して、そのガスについて吸気缶に添付してある破過曲線図から次の方法で有効時間を算定してください。

吸気缶の有効時間はガス濃度によって異なります。

なお、使用経験が不明な場合は新しい吸気缶と交換してください。ガス濃度は常に一定ではありませんので、有効時間内でも使用中に臭気や刺激を感じたら直ちに新鮮な空気の得られる場所に避難し、新しい吸気缶と交換してください。

[吸気缶有効時間の概略算定方法]

吸気缶の有効時間は、環境中のガス濃度と使用時間から計算することができます。例えば、環境中のシクロヘキサン濃度が0.01%、使用する吸気缶の破過時間がシクロヘキサン0.03%に對して100分とすれば

$$\text{有効時間 (分)} = \frac{\text{試験ガス濃度 (\%)}}{\text{破過時間 (分)}} = \frac{0.03\%}{0.01\%} = 300\text{分}$$

使用する環境中の有害ガス濃度 (%)

継続使用する場合には、それぞれの場合のガス濃度と使用時間記録カードに記録しておき、その積算値が所定の有効時間に近づいたら、その吸気缶は使用しないでください。

なお、機関車用吸気缶では、繰り返し使用する場合の破過時間は、吸気缶の有効